

福井県報

第 359 号

令和 7 年

7 月 22 日(火)

火曜日発行

— 目 次 —

目次（※は県例規集掲載事項）

告 示

- 保安林の指定の予定（340～343・森づくり課）……………1
- 土地改良区の定款変更の認可（344・奥越農林総合事務所）……………2
- ※土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定の解除（345・砂防防災課）……………2
- ※土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定（346・同）……………3
- 建築土法の規定に基づく指定事務所登録機関の住所等の変更（347・建築住宅課）……………3

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定（東京事務所）……………3
- 令和7年度毒物劇物取扱者試験の実施（医薬食品・衛生課）……………4
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（工業技術センター）……………5
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（道路保全課）……………5

告

示

福井県告示第340号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年7月22日

福井県知事 杉本 達治

- 1 保安林予定森林の所在場所
丹生郡越前町栃川72字善光寺谷24の1、25の1、25の2、25の5
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および越前町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第341号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年7月22日

福井県知事 杉本 達治

- 1 保安林予定森林の所在場所
丹生郡越前町梅浦138字北犬ヶ平5
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および越前町役場に備え置いて縦覧に供する。) 福井県告示第342号 農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。 令和7年7月22日 福井県知事 杉本 達治 1 保安林予定森林の所在場所 大野市南六呂師149字下蛇谷1の4、1の8 2 指定の目的 水源の涵養 3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 南六呂師149字下蛇谷1の4、1の8（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。) イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種 次のとおりとする。 (「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。) 福井県告示第343号 農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。 令和7年7月22日 福井県知事 杉本 達治	1 保安林予定森林の所在場所 南条郡南越前町大谷92字嵯峨手1の1・2の1・2の2・114字清水17（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）、42、43の1 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備 3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種 次のとおりとする。 (「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。) 福井県告示第344号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。 令和7年7月22日 福井県知事 杉本 達治 <table border="1"> <thead> <tr> <th>土地改良区の名称</th><th>認可年月日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大野市土地改良区</td><td>令和7年7月10日</td></tr> <tr> <td>堀兼土地改良区</td><td>令和7年7月10日</td></tr> <tr> <td>上庄大井土地改良区</td><td>令和7年7月10日</td></tr> <tr> <td>明後土地改良区</td><td>令和7年7月10日</td></tr> <tr> <td>木の本原土地改良区</td><td>令和7年7月10日</td></tr> <tr> <td>勝山市土地改良区</td><td>令和7年7月10日</td></tr> </tbody> </table> 福井県告示第345号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定に基づき、次の土地の土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域について指定を解除するので、同法第7条第6項および第9条第9項において準用する第7条第4項および第9条第4項の規定により、次のとおり告示する。 令和7年7月22日 福井県知事 杉本 達治	土地改良区の名称	認可年月日	大野市土地改良区	令和7年7月10日	堀兼土地改良区	令和7年7月10日	上庄大井土地改良区	令和7年7月10日	明後土地改良区	令和7年7月10日	木の本原土地改良区	令和7年7月10日	勝山市土地改良区	令和7年7月10日
土地改良区の名称	認可年月日														
大野市土地改良区	令和7年7月10日														
堀兼土地改良区	令和7年7月10日														
上庄大井土地改良区	令和7年7月10日														
明後土地改良区	令和7年7月10日														
木の本原土地改良区	令和7年7月10日														
勝山市土地改良区	令和7年7月10日														

全部について指定を解除する 土砂災害警戒区域の名称		土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
勝山市昭和町 3 丁目 (6-I-3017)	地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
勝山市昭和町 3 丁目 (6-II-3034)	地区	急傾斜地の崩壊	
越前市東樫尾町 (18-1-1-76)	地区	土石流	
鯖江市大正寺町 (7-1-1-15)	地区	土石流	

全部について指定を解除する 土砂災害特別警戒区域の名称		土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表 示および当該自然現象によ り建築物に作用すると想定 される衝撃に関する事項
勝山市昭和町 3 丁目 (6-I-3017)	地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
勝山市昭和町 3 丁目 (6-II-3034)	地区	急傾斜地の崩壊	
鯖江市大正寺町 (7-1-1-15)	地区	土石流	

（「次の図」は、省略し、その図面を福井県土木部砂防防災課、当該土砂災害警戒区域等を所管する各土木事務所、市役所および町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第 3 4 6 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項および第 9 条第 1 項の規定に基づき、次の土地を土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域に指定するので、同法第 7 条第 4 項および第 9 条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 2 2 日

福井県知事 杉本 達治

土砂災害警戒区域の名称		土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
勝山市昭和町 3 丁目 (6-I-3017)	地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
勝山市昭和町 3 丁目 (6-II-3034)	地区	急傾斜地の崩壊	
越前市東樫尾町 (18-1-1-76)	地区	土石流	
鯖江市大正寺町 (7-1-1-15)	地区	土石流	

土砂災害特別警戒区域の名称		土砂災害の発生 原因となる自然	土砂災害特別警戒区域の表 示および当該自然現象によ り建築物に作用すると想定
---------------	--	--------------------	--

		現象の種類	される衝撃に関する事項
勝山市昭和町 3 丁目 (6-I-3017)	地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
勝山市昭和町 3 丁目 (6-II-3034)	地区	急傾斜地の崩壊	
鯖江市大正寺町 (7-1-1-15)	地区	土石流	

（「次の図」は、省略し、その図面を福井県土木部砂防防災課、当該土砂災害警戒区域を所管する各土木事務所、市役所および町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第 3 4 7 号

建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 2 6 条の 3 第 1 項の規定により指定事務所登録機関として指定した一般社団法人福井県建築士事務所協会から同条第 3 項において読み替えて準用する同法第 1 0 条の 6 第 2 項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 2 2 日

福井県知事 杉本 達治

1 変更の内容

住所および建築士事務所登録事務を行おうとする事務所の所在地

変更前 福井市日之出 5 丁目 4 番 7 号福井県建築会館 3 階

変更後 福井県福井市合島町第 3 号 1 番地福井県林業総合センター 2 階

2 変更年月日

令和 7 年 7 月 7 日

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成 7 年福井県規則第 8 2 号）第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり公示する。

令和 7 年 7 月 2 2 日

福井県知事 杉本 達治

1 随意契約に係る特定役務の名称

首都圏北部をターゲットとした巡回キャラバン業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県東京事務所

東京都千代田区平河町 2 - 6 - 3 都道府県会館 1 0 階

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 7 年 6 月 3 日

4 随意契約の相手方の名称および所在地

株式会社福井新聞社

福井県福井市大和田2丁目801 5 落札金額 48,037,000円 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約 7 随意契約によることとした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定に基づき、令和7年度毒物劇物取扱者試験（以下「試験」という。）を実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。）第8条の規定により、次のとおり公告する。 令和7年7月22日 福井県知事 杉本 達治 1 試験日時 令和7年9月30日（火） 午後1時から午後3時まで 2 試験場所 福井県生活学習館（ユー・アイふくい） 福井市下六条町14-1 3 試験種別 (1) 一般試験 (2) 農薬用品目試験 (3) 特定品目試験 4 試験科目 (1) 筆記試験 ア 毒物および劇物に関する法規 イ 毒物および劇物の性質および貯蔵その他取扱方法（農薬用品目試験にあっては省令別表第1に掲げる毒物および劇物ならびに特定品目試験にあっては省令別表第2に掲げる劇物に限る。以下同じ。） ウ 基礎化学 (2) 実地試験 毒物および劇物の識別および取扱方法 5 受験願書の配布 (1) 配布期間 令和7年7月22日（火）から同年8月22日（金）までの午前8時30分から午	後5時15分まで（土曜日、日曜日および祝日は除く。） (2) 配布場所 福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課および県健康福祉センターの窓口とする。なお、福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課のホームページからダウンロードできる。 また、受験願書の請求を郵送によって行う場合は、郵便番号および宛先を明記した角2号の返信用封筒に180円切手（速達希望は480円切手）を貼って同封すること。 6 受験手続 試験を受けようとする者は、受験願書（用紙の大きさは日本産業規格A4とする。）に次に掲げる書類等を添えて、県内に在住する者（福井市を除く。）は、当該住所地为管轄する県健康福祉センターに、福井市に在住する者は、県福井健康福祉センターに、県外在住者は福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課に提出すること。郵送により提出する場合には、必ず簡易書留または書留郵便によること。 上記の手続きによらず、電子申請により受験手続を行う場合には、福井県電子申請サービスにより申請すること。 (1) 写真 1葉 （出願前6月以内に撮影の無帽、正面、上半身の縦の長さ6cm、横の長さ4cmの大きさのもので、裏面に氏名および生年月日を記載し、受験願書の所定の欄に貼付すること。電子申請においては、出願前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身の写真を電子申請時に添付ファイルとして提出すること。） 7 受験手数料 受験手数料10,500円を、下記(1)、(2)のいずれかの方法により納付すること。ただし、電子申請による場合には、(1)の方法により納付すること。 (1) 福井県手数料納付システムによる納付。なお、発番された申込番号は、受験申請書に記載すること。また、電子申請においては、電子申請時に入力すること。 (2) 各県健康福祉センターの窓口でキャッシュレス決済による納付。 8 受験願書の提出期間 令和7年8月12日（火）から同年8月22日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日および祝日は除く。）とし、郵送による場合は令和7年8月22日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。電子申請においては、令和7年8月12日（火）午前8時30分から同年8月22日（金）午後5時15分までとする。 9 合格者の発表 令和7年11月7日（金）午前10時から同年11月21日（金）午後5時15分までの期間、合格者の受験番号を福井県庁1階の掲示板および県健康福祉センターの掲示板に掲示するほか、福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課のホームページに掲
---	---

載するとともに、合格者に通知する。 10 その他 受験手続その他試験に関する問合せは、福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課（福井市大手3丁目17-1 電話0776-20-0347）または県健康福祉センター宛てに行うこと（対応時間は土曜日、日曜日および祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで）。 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。 令和7年7月22日 福井県知事 杉本 達治 1 落札に係る業務の名称および数量 福井県工業技術センター冷温水発生機更新業務 一式 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地 福井県工業技術センター 福井県福井市川合鷺塚町61-10 3 落札者を決定した日 令和7年7月2日 4 落札者の名称および所在地 株式会社竹澤設備 福井市二の宮5丁目1-14 5 落札金額 135,000,000円 6 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札 7 規則第4条の規定による公告を行った日 令和7年5月19日 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。 令和7年7月22日 福井県知事 杉本 達治 1 落札に係る物品の名称および数量 除雪ドーザ（14t級） 1台 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地	福井県土木部道路保全課 福井市大手3丁目17-1 3 落札者を決定した日 令和7年6月11日 4 落札者の名称および住所 コマツサービスエース株式会社 福井市主計中町13-7 5 契約金額 24,420,000円 6 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札 7 規則第4条の規定による公告を行った日 令和7年4月30日
---	---

